



2026年

「24時間テレビ」49 福祉車両寄贈申し込みの手引き

実施概要

チャリティーキャンペーン名

24時間テレビ49「愛は地球を救う」

主催・協力

主催:公益社団法人 24時間テレビチャリティー委員会(全国31社の放送事業者)

協力:社会福祉法人 全国社会福祉協議会・各地の社会福祉協議会

キャンペーン趣旨

「愛は地球を救う」をテーマに、

『福祉』…福祉車両の贈呈や障害者スポーツ支援 など

『環境』…清掃活動や環境保全活動 など

『災害復興』…国内外の災害への義援金贈呈など

の3つの分野を支援しています。

福祉車両贈呈までの流れ

4月中旬	5月20日	6月～8月	10月中旬	11月中旬	12月～
申し込み 受付開始 提出書類一式を 郵便または 宅配便にて お送りください。	申し込み 締め切り	選考・審査	「24時間テレビ」49 寄付金額発表 寄付金額に応じて車両の 贈呈台数を決定します。	贈呈先決定 申し込まれた 全ての団体・個人に、 贈呈の可否を 郵送にて通知します。	贈呈式 納車 車両の納車は 翌年4月以降に なる可能性も あります。

お問い合わせ先

最寄りの放送局の24時間テレビチャリティー委員までお問い合わせください。
※電話番号は「福祉車両カタログ」、および「24時間テレビ」ホームページ <https://www.24hourtv.or.jp/> 参照

選考について

全国の放送事業者31社の24時間テレビチャリティー委員が各地の社会福祉協議会など福祉関係機関の協力のもと厳正に選考審査を行い、贈呈を決定します。審査は書類審査のほか、必要に応じて追加資料の請求、電話調査や現地に出向いて調査する場合があります。審査に際しては、必要性が高いこと、より緊急性があること、健全な財務内容であること、車両の維持管理が可能なこと、などを重要ポイントとしています。なお、審査内容についてのお問い合わせには一切お答えできません。

●寄贈対象となる団体・個人は以下の通りです

リフト付きバス スロープ付き自動車 福祉サポート車	社会福祉法人(社協以外)、社会福祉協議会、NPO法人、地方公共団体、医療法人(一般・公益)社団法人・財団法人、学校法人、任意団体(非法人)、ボランティア団体 など ※株式会社、有限会社など、営利を目的とする企業・団体は申し込みできません。
訪問入浴車	上記団体のうち、介護保険制度の入浴事業認定団体であること または、自治体が訪問入浴サービスを認定している団体
電動車いす	上記団体ならびに個人 (身体障害者認定、または要支援1・2、要介護1認定を受けている方もしくはそれに準ずる方)
小児用移動支援機器	上記団体ならびに個人(身長目安150cmくらいまでのお子様)

※以下の申し込みは審査対象外になりますのでご注意ください。

- 同一法人・グループ内で複数の申し込みがあった場合。申し込みは1団体(個人)につき1車種(1台)に限ります。
- 2021年度以降に「24時間テレビ」から新車の贈呈を受けている団体・個人。

申し込みいただく前にご確認ください

●費用の負担について

以下の費用は24時間テレビチャリティー委員会が負担します

車 両	①車両本体費用 ②納車登録時の登録費用 ③輸送費用
電動車いす	①車両本体費用 ②輸送費用 ③贈呈後のメンテナンス費用(上限10万円)
小児用移動支援機器	①車両本体費用 ②輸送費用 ③贈呈後のメンテナンス費用(上限10万円)

以下の費用は贈呈先の負担となります

車 両	①自動車重量税 ②自賠責保険料 ③自動車リサイクル料 ④自動車取得税、自動車税(減免対象とならなかった場合) ※都道府県税事務所、福祉事務所等にお問い合わせください。 ⑤任意保険料(車両保険を含む) ※任意保険(車両保険を含む)は必ず加入し、毎年更新をお願いいたします。
電動車いす	電動車いす保険料 ※加入を推奨します。
小児用移動支援機器	小児用移動支援機器保険料 ※加入を推奨します。

●駐車スペースの確保について

リフト付きバス、スロープ付き自動車、訪問入浴車、福祉サポート車は、車両登録時に車庫証明が必要となります。その際、登録名義人の住所(自動車使用の本拠の位置)と車庫となる場所は2km以内とされております。

●電動車いすの申し込みについて

電動車いすは道路交通法上、身体障害者用の車いすとして、歩行者と同等の取り扱いとなります。そのため、運転に際して運転免許証は不要です。なお、申し込みの際は利用者が運転可能かどうか、また速度などの仕様についても十分にご確認ください。

申し込み方法について

下記提出書類一式を折らずに封筒に入れ、郵便または宅配便にて下記宛て先までお送りください。

●団体からの申し込み

① 福祉車両・電動車いす・小児用移動支援機器申し込みの場合 「24時間テレビ」49 福祉車両寄贈申込書(P.1～P.4) (別紙黄色の専用申込書、または「24時間テレビ」ホームページよりダウンロード) 福祉サポート車申し込みの場合 「24時間テレビ」49 福祉サポート車支援提案書(P.1～P.4) (別紙緑色の専用申込書、または「24時間テレビ」ホームページよりダウンロード) ※車両のイメージ図など、提案書に書ききれない場合には、資料を別途添付してください。	1部
② 記入した申込書または提案書(上記①)のコピー(P.1～P.4)	1部
③ 車両を運用する事業所・施設の、最新の決算報告書 (貸借対照表、または資金収支計算書)	1部
贈呈車両を福祉有償運送サービスにて使用する場合 ④ 道路運送法第79条に基づく登録証のコピー	1部

●個人の方の申し込み ※詳しくは「電動車いす」「小児用移動支援機器」寄贈申し込みの手引きをご参照ください。

① 電動車いす申し込みの場合 「24時間テレビ」49 電動車いす寄贈申込書(P.1～P.2) (別紙オレンジ色の専用申込書、または「24時間テレビ」ホームページよりダウンロード) ※病院(担当医師)、市区町村福祉事務所、居宅介護支援事務所、地域包括支援センターのいずれかの推薦を必ず受けてください。 小児用移動支援機器申し込みの場合 「24時間テレビ」49 小児用移動支援機器寄贈申込書(P.1～P.2) (別紙ピンク色の専用申込書、または「24時間テレビ」ホームページよりダウンロード) ※病院(担当医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士)、市区町村福祉事務所、特別支援学校、療育センターのいずれかの推薦を受けてください。	1部
② 記入した申込書(上記①)のコピー(P.1～P.2)	1部

※お送りいただいた申し込み書類は返却いたしませんのでご了承ください。

※申し込み書類の内容および住所・氏名などの個人情報、審査および審査結果の通知に使用いたします。なお、上記内容の個人情報は、24時間テレビチャリティー委員会で厳重に管理し、2028年3月末日までに廃棄いたします。

福祉車両・電動車いす・小児用移動支援機器申し込みの宛て先

〒105-7444 東京都港区東新橋1-6-1 日本テレビ
「24時間テレビ」福祉車両 係

福祉サポート車申し込みの宛て先

〒105-7444 東京都港区東新橋1-6-1 日本テレビ
「24時間テレビ」福祉サポート車 係

締め切り 2026年5月20日(水) 必着

福祉車両の取り扱いについてのお願い

贈呈後の車両管理

お預かりした善意の寄付金から生まれた「24時間テレビ」の福祉車両は、営利目的や政治・宗教にかかわる活動には使用できません。運転マナーを守るなど、公序良俗にも充分ご配慮ください。

また、福祉車両を有効に活用していただくため、24時間テレビチャリティー委員会は贈呈から廃車に至るまで管理しています。従って、車両の運用に何らかの変更が生じた場合は、必ず最寄りの放送局へご連絡をお願いします。

《例》●事故に遭った時

- 施設の閉鎖や市町村合併にともなう運用団体・登録名義人の変更があった時 など

以下の例のような運用を行った団体には、車両を返還していただく場合があります。

《例》●申し込み時の趣旨とは違う目的で車両を使用された場合

- 車両の使用頻度が極端に減った場合
- 活動が営利を目的としたものに変更となった場合 など

※贈呈団体には車両と共に「福祉車両ハンドブック」及び「贈呈車両取り扱い手引書」をお渡しします。

これは、福祉車両の贈呈から廃車に至るまでの流れをまとめた冊子です。

車検証と共に廃車時まで大切に保管してください。

稼働状況調査

贈呈後は、車両の稼働状況について定期的に調査いたします。

《調査内容》●車両の稼働状況（走行距離・稼働頻度）

- 団体の名称・住所・電話番号・代表者の変更
- 車両の使用満足度 など

贈呈車両の廃車

贈呈車両を廃車する場合は、必ず事前に最寄りの放送局のチャリティー委員へ廃車申請書を提出していただきます。

チャリティー委員が廃車は妥当であるか調査し、認められた場合は、環境問題やリサイクルを考慮し24時間テレビチャリティー委員会指定の業者が廃車処理を行います。

- 贈呈車両を無断で譲渡・売却することはできません。
- 廃車の手続きは24時間テレビチャリティー委員会で行います。
- 贈呈後、定期的に行う稼働状況調査にご協力ください。

「24時間テレビ」福祉車両寄贈申し込みQ&A

申し込みについて

Q1 「株式会社」「有限会社」は申し込み可能ですか？

A: 申し込みは社会福祉法人・社会福祉協議会・NPO法人など、営利を目的としないとされる団体を対象としています。

Q2 同じ法人・団体内の事業所・施設で、複数申し込みすることは可能ですか？

A: 申し込みは1団体に対し1車種のみ、とさせていただきます。そのため、同一法人・グループ内の事業所・施設で、複数申し込むことはお断りさせていただいております。

Q3 団体の理事長が別の団体の理事長もやっているのですが、この場合それぞれ個別に申し込むことは可能ですか？

A: この場合、別法人・団体であっても同一グループとみなします。そのため、同一グループ内の法人・団体で複数申し込むことはお断りさせていただいております。

Q4 申し込み団体が車両を運用する事業所・施設と異なる都道府県にありますが、問題ありませんか？

A: 他の都道府県の場合は、申し込み団体記入欄に車両を運用する事業所・施設の情報を記入してください。

Q5 以前、『24時間テレビ』から贈呈を受けた車が老朽化しています。新車に入れ替えてもらえますか？

A: 「24時間テレビ」では、全ての申込団体を公平に審査しています。したがって、過去の贈呈経歴にもとづいて優遇・優先して贈呈することはありません。他の団体同様に、規定の申込書にて申し込みください。

Q6 車いす通所者がいない施設ですが、自力通所が困難な通所者のために、送迎用の車が必要です。普通車の贈呈は行っていないのですか？

A: 2013年から福祉サポート車として申し込みが可能です。支援概要は、福祉車両カタログ、または「24時間テレビ」ホームページをご確認ください。

新規開設団体・施設からの申し込みについて

Q7 今年度中の法人設立を目指して準備をしていますが、そのような団体でも申し込みはできますか？

A: 法人設立前の申し込みはできません。

Q8 今年新たに設立したばかりの法人で、十分な活動実績などないのですが、申し込みめますか？

A: 申し込み時点で法人を設立、または事業所・施設を開設していれば、申し込み可能です。

Q9 法人or施設開設初年度で決算報告書がないのですが、どうすればいいですか？

A: 下記のいずれかの資料を提出してください。 ※必ず下記書類を添付した理由を明記した文面(書式自由)を添付してください
①開設時の法人 or 事業所・施設の予算書または予算案
②母体となる法人・団体がある場合は、その決算報告書

Q10 事業所・施設開設前の場合、申込書の活動状況欄はどのように記入すればいいですか？

A: 活動状況欄には「施設開設前のため、別紙活動計画参照」と記入し、別途、活動計画をまとめた書面を提出してください。 ※必ず上記書類を添付した理由を明記した文面(書式自由)を添付してください

Q11 訪問入浴事業の開設準備中です。入浴車がないと事業認可が下りないため、申し込みたいのですが、このような認可前の申し込みは可能ですか？

A: 認可前の団体からの申し込みはできません。

申込書記入・添付書類について

Q12 申込書はコピーしたものを使ってもいいですか？

A: コピーを使用しても結構です。24時間テレビホームページ(<https://www.24hourtv.or.jp/>)でダウンロードができます。

Q13 「決算報告書」が締め切りに間に合いません。追加での提出でもいいですか？

A: 追加発送での提出はお断りいたします。この場合、前年度の「貸借対照表」又は「資金収支計算書」で構いませんので、申込書と一緒に期日までにご提出ください。

Q14 有償運送サービスでの使用を目的に申し込みを検討していますが、決算報告書以外に提出する書類はありますか？

A: 道路運送法第79条に基づく登録証のコピーを提出してください。

Q15 申込団体欄の印鑑について教えてください。

A: 申込団体と運用団体が同一の場合は同じ印をご捺印ください。
団体印をお持ちでない場合は代表者印をご捺印ください。
1つも押印がない場合は、申し込みが無効となります。

Q16 所有福祉車両とはどのような車両をどの程度記入すればいいですか？

A: 同グループ内で所有しているリフト付き自動車、スロープ付き自動車、訪問入浴車をすべてご記入ください。11台以上所有の場合は別途リストを添付してください。

Q17 現在1台も所有する車両がないのですが、「現在活動に使用している車両の運用状況」欄はどのように記入すればいいですか？

A: 車両が贈呈された場合に想定される、見込みの利用者数と稼働日数をご記入ください。

その他

Q18 寄贈が決定した場合、実際に車両が納車されるのは、いつ頃ですか？

A: 12月中旬～翌年3月頃にかけて、順次納車を予定していますが、4月以降になる可能性もあります。

Q19 車両の寄贈にかかる費用を教えてください。

A: 「24時間テレビ」は“助成”ではなく“贈呈”として行っておりますが、下記の通り贈呈先負担の費用があります。

●以下の費用は24時間テレビチャリティー委員会が負担します

車 両: ①車両本体費用 ②納車登録時の登録費用 ③輸送費用

電 動 車 い す: ①車両本体費用 ②輸送費用 ③贈呈後のメンテナンス費用(上限10万円)

小児用移動支援機器: ①車両本体費用 ②輸送費用 ③贈呈後のメンテナンス費用(上限10万円)

●以下の費用は贈呈先の負担となります

車 両: ①自動車重量税 ②自賠責保険料 ③自動車リサイクル料

④自動車取得税、自動車税(減免対象とならなかった場合)※都道府県税事務所、福祉事務所等にお問い合わせください。

⑤任意保険料(車両保険を含む)※任意保険(車両保険を含む)は必ず加入し、毎年更新をお願いいたします。

○その他オプションなど装備の追加・変更をご希望の場合は、費用をご負担いただくことを
ご了承のうえ、車両メーカーおよび最寄りの放送局へご相談ください。

電 動 車 い す: 電動車いす保険料 ※加入を推奨します。

小児用移動支援機器: 小児用移動支援機器保険料 ※加入を推奨します。